



環境・くらし

ごみの分別にご協力をお願いします

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

- 市では、ごみの分別を徹底することにより、排出されるごみの減量化とリサイクルに取り組んでいます。ごみの出し方について、特に注意してもらいたいポイントをご案内します。
- **プラスチック容器**：シャンプーや洗剤のボトル容器、カップ型容器、皿型トレイ、レジ袋など
 - 【注意点】
 - プラマークが付いているもの
 - プラマークが付いて洗って資源物専用指
 - 汚れているものは、洗って資源物専用指
 - ペットボトルマークが付いているもの
 - 汚れているものは、洗って資源物専用指



環境・くらし

資源物の持ち去り防止にご協力を

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3306)

- 市では、家庭から集積所に出土された資源物の適正なりサイクルに努めています。しかし、集積所に出された資源物を市の委託業者が収集する前に、無断で持ち去られていると市に通報が寄せられています。
- 行為者に直接注意をするとトラブルになる恐れがあるため、安易に近づいたり、注意したりしないでください。
- 市民の皆さんが持ち去り行為を見かけた場合は、情報提供をお願いします。
- 常総警察署

見かけたら通報を

分かった範囲で構いませんので市生活環境課または常総警察署へご連絡ください。

- ・ 発見した日時と場所
- ・ 車両のナンバーや車種・色
- ・ 持ち去った資源物の種類と量
- ・ 人物の特徴

【問い合わせ】

○ 生活環境課廃棄物対策室

☎58・2111 (内線3306)

○ 常総警察署

☎0297・22・0110

「もみがら焼き」は周辺に配慮を！

稲刈りが終わると^{くんとん}燻炭を作るなどの目的で、「もみがら焼き」が行われていますが、毎年もみがら焼きに伴う煙や臭いに関する苦情が多く寄せられています。もみがら焼きをする際には、「住宅地周辺で燃やさない」「風向きに注意する」など、周囲の住民の迷惑にならないよう十分に配慮してください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111 (内線3306)

- 定袋に入れて出す
- キャップ、ラベルは「プラスチック」へ
- 汚れが落ちないペットボトルは「不燃ごみ」へ

■ **可燃ごみ**：再資源化ができない紙くずや生ごみ。レシートや写真などの紙、天然素材の衣類など

【注意点】

- 生ごみは水分が多いため、ごみ袋に入れる前に「ぎゅつ」とひと絞りする
- 可燃ごみ専用指定袋に入れて出す

- 紙箱、包装紙、紙袋や封筒、チラシなどの雑紙は「古紙」として出す(小さい紙などは紙袋や封筒に入れて散らばらないように出す)
- 不燃ごみ：資源物や可燃ごみ以外のもので、不燃ごみの袋に入り、袋の口がしばれるもの。

【注意点】

- 今回ご案内したごみの分別の種類以外にも、資源物(ビン、あき缶、古布)、粗大ごみ、有害ごみなどがあります。詳しくは「常総広域圏家庭ごみ分別の手引き」や市ホームページをご覧ください。



環境・くらし

屋外広告物の表示は許可制です

問 谷和原庁舎都市計画課

☎58・2111 (内線5103)

- 道路沿いの土地、店舗の壁・敷地、住宅の塀、電柱などにはさまざまに大きさ・形の看板が設置されています。
- 市内のいたるところで目にするこれらの看板は、屋外広告物といいますが、無秩序に掲示されると、都市や自然の景観を大きく阻害します。
- このため、看板の設置には基準が定められており、原則として、市の許可が必要となりますので、次の点にご留意をお願いいたします。
- ① 看板設置のために、土地や塀などを貸す場合には、それが適法なものか、許可申請を行う予定であるものかどうかを依頼者に確認してください。疑問がある場合には、市へ連絡をしてください。
 - ② 店舗などの経営者の方は、基準に合った看板を設置するために、事前に市と協議をしてください。
- 良好な景観づくりと安全な広告物適正管理のために、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。